

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成20年7月17日(2008.7.17)

【公表番号】特表2008-501655(P2008-501655A)

【公表日】平成20年1月24日(2008.1.24)

【年通号数】公開・登録公報2008-003

【出願番号】特願2007-513820(P2007-513820)

【国際特許分類】

A 6 1 K 31/5415 (2006.01)  
 A 6 1 K 45/00 (2006.01)  
 A 6 1 P 29/00 (2006.01)  
 A 6 1 P 29/02 (2006.01)  
 A 6 1 P 25/04 (2006.01)  
 A 6 1 K 31/525 (2006.01)  
 A 6 1 K 31/51 (2006.01)  
 A 6 1 K 31/375 (2006.01)  
 A 6 1 K 38/43 (2006.01)  
 A 6 1 K 36/00 (2006.01)  
 A 6 1 K 31/196 (2006.01)  
 A 6 1 K 31/135 (2006.01)  
 A 6 1 K 31/7048 (2006.01)  
 A 6 1 K 31/505 (2006.01)  
 A 6 1 K 31/506 (2006.01)  
 A 6 1 K 31/675 (2006.01)  
 A 6 1 K 31/7084 (2006.01)  
 A 6 1 P 11/14 (2006.01)  
 A 6 1 P 11/12 (2006.01)  
 A 6 1 P 11/02 (2006.01)  
 A 6 1 K 31/52 (2006.01)  
 A 6 1 K 31/439 (2006.01)  
 A 6 1 K 31/4439 (2006.01)  
 A 6 1 K 31/4535 (2006.01)  
 A 6 1 K 31/542 (2006.01)  
 A 6 1 K 31/40 (2006.01)  
 A 6 1 K 31/55 (2006.01)  
 A 6 1 K 31/4741 (2006.01)

【 F I 】

A 6 1 K 31/5415  
 A 6 1 K 45/00  
 A 6 1 P 29/00  
 A 6 1 P 29/02  
 A 6 1 P 25/04  
 A 6 1 K 31/525  
 A 6 1 K 31/51  
 A 6 1 K 31/375  
 A 6 1 K 37/48  
 A 6 1 K 35/78  
 A 6 1 K 31/196  
 A 6 1 K 31/135

W

A 6 1 K 31/7048  
A 6 1 K 31/505  
A 6 1 K 31/506  
A 6 1 K 31/675  
A 6 1 K 31/7084  
A 6 1 P 11/14  
A 6 1 P 11/12  
A 6 1 P 11/02  
A 6 1 K 31/52  
A 6 1 K 31/439  
A 6 1 K 31/4439  
A 6 1 K 31/4535  
A 6 1 K 31/542  
A 6 1 K 31/40  
A 6 1 K 31/55  
A 6 1 K 31/4741

【手続補正書】

【提出日】平成20年5月28日(2008.5.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

メロキシカム又はその医薬的に許容可能な塩と、ビタミン、消炎剤及び生薬からなる群より選ばれる第2の医薬的に活性な化合物とを含む医薬組成物。

【請求項2】

メロキシカム又はその医薬的に許容可能な塩と一以上のビタミンとを含む請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項3】

メロキシカム又はその医薬的に許容可能な塩と一以上の消炎剤とを含む請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項4】

メロキシカム又はその医薬的に許容可能な塩と一以上の生薬とを含む請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項5】

更に、少なくとも一種のビタミンを含む請求項3に記載の医薬組成物。

【請求項6】

更に、少なくとも一種のビタミンを含む請求項4に記載の医薬組成物。

【請求項7】

更に、少なくとも一種の消炎剤を含む請求項4又は6に記載の医薬組成物。

【請求項8】

更に、少なくとも一種の抗H1ヒスタミンを含む請求項3～7のいずれか1項に記載の医薬組成物。

【請求項9】

更に、酸中和剤、鎮静剤、中枢神経系刺激剤、鎮咳薬及び去痰薬からなる群より選ばれる一以上の他の薬理的に活性な物質を含む請求項1～8のいずれか1項に記載の医薬組成物。

**【請求項 10】**

更に、少なくとも一種の医薬的に許容可能な担体及び/又は賦形剤を含む請求項 1 ~ 9 のいずれか 1 項に記載の医薬組成物。

**【請求項 11】**

ビタミンが、ビタミン B 1、ビタミン B 2、ビタミン C 及び/又はヘスペリジン及びそれらの塩及び誘導体からなる群より選ばれる請求項 1 ~ 10 のいずれか 1 項に記載の医薬組成物。

**【請求項 12】**

ビタミンが、チアミン、チアミン塩酸塩、硝酸チアミン、二硫化硝酸チアミン、二硫化チアミン、ジセチル硫酸チアミン塩、塩酸ジセチアミン、塩酸フルスルチアミン、フルスルチアミン、オクトチアミン、シコチアミン、ビスブチアミン、ビスベンチアミン、プロスルチアミン、ベンフォチアミン、コカルボキシラーゼ、ジベンゾイルチアミン、リボフラビン、酪酸リボフラビン、リン酸リボフラビンナトリウム、フラビン・アデニン・ジヌクレオチド、アスコルビン酸、アスコルビン酸ナトリウム、アスコルビン酸カルシウム、ヘスペリジン及び G ヘスペリジンからなる群より選ばれる請求項 11 に記載の医薬組成物。

**【請求項 13】**

一以上の消炎剤が、半アルカリプロテイナーゼ、セラペプターゼ、プロメライン及びトラネキサム酸からなる群より選ばれる請求項 1 ~ 12 のいずれか 1 項に記載の医薬組成物。

**【請求項 14】**

一以上の生薬が、ミミズ、桂皮、シャクヤク、ポタンビ、カノコソウ、サンショウ、生姜、チンピ、ウイキョウ、オウバク、オウレン、ガジュツ、ジャーマンカモミール、リンドウ、牛黄、熊胆、フォーリーフ・レディベル・ルート、ソウジュツ、クローブ、ビャクジュツ、チクセツニンジン、朝鮮人参、オウゴン、カッコン、杏仁、コウブシ、米、コウボク、ゴミシ、サイコ、サイシン、ソヨウ、ナツメ、バクモンドウ、半夏及びブクリョウからなる群より選ばれる請求項 1 ~ 13 のいずれか 1 項に記載の医薬組成物。

**【請求項 15】**

生薬が、葛根湯、桂枝湯、香蘇散、柴胡桂枝湯、小柴胡湯、小青竜湯、麦門冬湯、半夏厚朴湯及び麻黄湯からなる漢方医薬配合物の群より選ばれる請求項 1 ~ 14 のいずれか 1 項に記載の医薬組成物。

**【請求項 16】**

生薬が、乾燥粉末、抽出物、流エキス剤、チンキ剤又はオイルの形態にある請求項 1 ~ 15 のいずれか 1 項に記載の医薬組成物。

**【請求項 17】**

請求項 1 ~ 16 のいずれか 1 項に記載の医薬組成物を含む経口投与用医薬組成物。

**【請求項 18】**

メロキシカム又はその医薬的に許容可能な塩の量が、1 ~ 30 mg の範囲内にある請求項 17 に記載の経口投与用医薬組成物。

**【請求項 19】**

第 2 の医薬的に活性な化合物の量が：

a) 第 2 の医薬的に活性な化合物が一以上のビタミンである場合、0.1 ~ 2000 mg の範囲内にあり；

b) 第 2 の医薬的に活性な化合物が一以上の消炎剤である場合、1 ~ 2000 mg の範囲内にあり；

c) 第 2 の医薬的に活性な化合物が一以上の生薬である場合、0.001 ~ 20 g の範囲内にある、

請求項 17 又は 18 に記載の経口投与用医薬組成物。

**【請求項 20】**

請求項 1 ~ 16 のいずれか 1 項記載の医薬組成物又は請求項 17 ~ 19 のいずれか 1 項

に記載の経口投与用医薬組成物を含有する抗炎症剤、鎮痛剤及び／又は解熱剤。

【請求項 2 1】

炎症性疾患、炎症性疾患の症状、頭痛、歯痛、抜歯後の痛み、のどの痛み、耳痛、関節痛、神経痛、腰痛、筋痛、肩の筋硬直、打撲傷の痛み、骨折の痛み、捻挫の痛み、生理痛、外傷痛、悪寒、発熱反応、熱及び／又は風邪及び風邪の種々の症状、例えば、熱、発熱、関節痛、のどの痛み、悪寒、頭痛、節々の痛み、筋肉痛、鼻水の垂れている鼻、鼻づまり、くしゃみ、咳及び粘液分泌過多の治療又は緩和のための、請求項 1 ~ 1 6 のいずれか 1 項記載の医薬組成物又は請求項 1 7 ~ 1 9 のいずれか 1 項に記載の経口投与用医薬組成物を含有する経口投与用医薬組成物。

【請求項 2 2】

請求項 1 7 ~ 1 9 のいずれか 1 項に記載の経口投与用医薬組成物を製造するための、メロキシカム又はその医薬的に許容可能な塩の使用。

【請求項 2 3】

請求項 1 7 ~ 1 9 のいずれか 1 項に記載の経口投与用医薬組成物を製造するための、ビタミン、消炎剤及び生薬からなる群より選ばれる医薬的に活性化化合物の使用。